

第24回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月27日 9時30分開会 ～ 10時00分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員12名）

1番	職務代理者	中岡 隆之	出席	
2番		中島 和彦	出席	議事録署名員
3番		大岩 則子	出席	
4番		姉崎 敏一	出席	議事録署名員
5番		橋本 佳文	出席	
6番		田中 浩巳	欠席	
7番		沖 英広	欠席	
8番		坂本 孝之	欠席	
9番		松谷 一由	出席	
10番		小寺 和雄	出席	
11番		西野 和文	出席	
12番		三上 一	出席	
13番		西口 雅樹	出席	
14番		小山内 洋美	出席	
15番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 現地目証明願の会長専決処分について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 現地目証明願について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

- 議案第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

5. 参与した職員

農業委員会事務局 事務局長 西中 紀和
次長 山下 主税
主査 横式 信幸
近藤 伸哉
関 将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 24 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
最近の新型コロナウイルス感染者は、全道で 2～3 千人程度、石狩管内で千人程度、恵庭市では 1～3 百人程度が陽性者の状況であります。このような状況下でありますことから、これまで同様に対策を行いながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
このところの好天により、水田の作業は順調に進んでおり、田植えも終盤を迎えているところであります。一方雨不足により、野菜等に障害が見受けられるかなと思っているところでございます。この後、来月初めにかけて雨の日が続くようですので、その期間に十分潤っていただければと期待するところであります。
本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
よろしくご審議の程、お願いいたします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議

規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
2番中島委員、4番姉崎委員を指名します。よろしくお願いたします。
続きまして、日程2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が3件、議案が6件となります。
日程3、報告第1号は、令和4年4月28日から5月26日までの委員会業務の報告となります。
日程4、報告第2号は現地目証明願の会長専決処分について1件。
日程5、報告第3号は農地法第3条の3第1項の届出で、相続に伴う権利移転が1件。
日程6、議案第1号は、現地目証明願について、■■■■で1件。
日程7、議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請について、■■■■での■■■■への転用案件が1件。
日程8、議案第3号は、農地法第18条第6項の規定による通知で、■■■■での賃貸借の合意解約が1件。
日程9、議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定案件が14件。
日程10、議案第5号は、農業委員会における令和3年度の目標及びその達成に向けての活動の点検・評価について。
日程11、議案第6号は、農業委員会における令和4年度最適化活動の目標の設定等についてとなります。
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和 4 年 4 月 28 日から 5 月 26 日までの業務報告となります。
4 月 28 日 第 23 回恵庭市農業委員会総会
5 月 9 日 道央農業振興対策協議会
5 月 16 日 現地調査
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので、報告します。
番号 1 番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、畑、申請、
宅地、認定、非農地、面積、XXXX㎡、利用状況、XXXX、所有者、XXXXの
XXXXXXXXXXさん、証明願出者、XXXXの
XXXXXXXXXX、令和 4 年 4 月 12 日に事務局にて現地調査を行っております。
以上、1 件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程5、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので、報告いたします。番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、現況、畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和2年7月19日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出人、[REDACTED]の[REDACTED]、被相続人は[REDACTED]さん、令和4年5月10日に届出されております。以上、1件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 現地目証明願について

会 長： 日程6、議案第1号「現地目証明願について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第1号「現地目証明願について」このことについて、下記のとおり申請があったので証明してよろしいか伺います。番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田、申請、雑種地、認定、非農地、面積、[REDACTED]㎡、利用状況、[REDACTED]、所有者、証明願出者共に[REDACTED]の[REDACTED]、現地調査ですが、龍田会長、中岡代行、小寺委員、西野委員、事務局で令和4年5月16日に実施しております。場所につきましては、地図番号1番、1ページ目が[REDACTED]の位置図となっており、次ページ以降、枝

番がついているものが航空写真及び詳細な図面となっております。なお、

申請があったものでございます。

以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

会 長： 日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号1、所在、地番、
、地目、公簿、田、現況、畑、面積、
㎡、転用目的、
、権利区分、使用貸借、申請者、
の
さん、現地調査ですが、龍田会長、中岡代行、小寺委員、西野委員、事務局で令和4年5月16日に実施しております。場所につきましては、地図番号2番、
、
の斜線の土地となります。次ページ以降、2の2、2の3につきましては、求積図及び建物の図面等となっております。
以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 8、議案第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、畑、雑種地、面積、[REDACTED] m²、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、貸主、[REDACTED] の [REDACTED]、契約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED] まででありましたが、[REDACTED] に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED] のためであります。
以上、1 件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 9、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] を仲介し、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、[REDACTED] の土地で場所につきましては地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号3番、4番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号4番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号5番、6番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号5番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号6番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号7番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号11番からの利用権の設定等をする者は全て[]となりますので省略いたします。

番号11番、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号8番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号12番、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号9番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号13番、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号10番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号14番、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号11番、[]、[]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 5 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価について

会 長： 日程 10、議案第 5 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を下記のとおり決定してよろしいか意見を問う。

I 農業委員会の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

1 農業の概要につきまして、耕地面積、田畑合計で 4,300 h a、経営耕地面積、田畑合計で 3,547 h a、遊休農地面積、田畑合計で 2.7 h a、農地台帳面積、田畑合計で 4,214 h a となっております。それぞれの数値の違いにつきましては、調査の集計方法が異なるためでございます。

次に、総農家数、農業就業者数は 2020 年農林業センサスに基づいて記載しているものでございます。認定農業者、155 人、基本構想水準到達者、21 人、認定新規就農者、5 人、農業参入法人は 23 でございます。

2 農業委員会の現在の体制につきまして、委員数等は記載のとおりであり、任期満了年月日は令和 5 年 7 月 19 日でございます。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題につきまして、管内の農地面積 4,300 h a、これまでの集積面積、3,803 h a、集積率、88.4%、課題につきましては記載のとおりでございます。

2 令和 3 年度の目標及び実績につきまして、集積目標、3,808 h a、集積実績、3,803 h a、うち新規実績、7.3 h a、達成状況は 99.9%でございます。

3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題につきまして、新規参入の状況は 3 年分ございませ

て記載のとおりでございます。

- 2 令和3年度の目標及び実績、3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

- 1 現状及び課題につきまして、管内の農地面積、4,300ha、遊休農地面積、2.7ha、割合は0.06%、課題につきましては記載のとおりでございます。
- 2 令和3年度の目標及び実績につきまして、解消目標は1haに対して、解消実績は3.0haで達成状況は300%でございます。
- 3 2の目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

V 違反転用への適正な対応

- 1 現状及び課題につきまして、管内の農地面積、4,300haに対しまして違反転用面積はゼロhaでございました。課題につきましては、記載のとおりでございます。
- 2 令和3年度実績でございますが、実績、増減共にゼロhaでございます。
- 3 活動計画・実績及び評価は記載のとおりでございます。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

- 1 農地法第3条に基づく許可事務につきまして、1年間の処理件数、14件、うち許可、14件、不許可、ゼロ件となっております。点検項目、具体的な内容につきましては記載のとおりとなっております。
- 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）につきまして、1年間の処理件数、3件となっております。点検項目、具体的な内容につきましては記載のとおりとなっております。
- 3 農地所有適格法人からの報告への対応につきまして、実施状況、管内の農地所有適格法人数は28法人となっております、その他は記載のとおりとなっております。
- 4 情報の提供等は記載のとおりとなっております。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は特にございませんで記載しておりません。

VIII 事務の実施状況の公表等はホームページで公表しております。

以上、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価ですが、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、決定後につきましては、市のホームページ等で公表する予定でございます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

会 長： 日程 11、議案第 6 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 6 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」令和 4 年度最適化活動の目標の設定等を下記のとおり決定してよろしいか意見を問う。

I 農業委員会の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

- 1 農業委員会の現在の体制につきまして、委員数等は記載のとおりでございます。
- 2 農家・農地等の概要につきましては、議案第 5 号と内容が全て同じでございます。耕地面積につきましても、調査等が議案第 5 号と同じ時期でございますので、数値の変更はございません。

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

- ① 現状及び課題につきまして、管内の農地面積 4,300 h a、これまでの集積面積、3,803 h a、集積率、88.4%、課題につきましては記載のとおりでございます。
- ② 目標につきまして、農地の集積の目標年度は 12 年度で、集積率は 95%としております。今年度の新規集積面積は 4 h a、今年度末の集積面積は 3,807 h a、今年度末の集積率は 88.5%としてございます。

(2) 遊休農地の解消

- ① 現状及び課題につきまして、現状の 1 号遊休農地は 2.7 h a で、緑区分の遊休農地が 0.1 h a、これは草刈り等で耕作可能な農地となっております。黄区分の農地が 2.6 h a で、こちら

は基盤整備など条件を整備することで耕作可能な農地となっております。課題につきましては記載のとおりでございます。

- ② 目標につきましては、既存の遊休農地解消ですが、緑区分の遊休農地、0.02haの解消を目標としております。黄区分の遊休農地 2.6haの解消の工程表の作成をすることとされていることから、関係機関と協議を行うこととしております。

(3) 新規参入の促進

- ① 現状及び課題につきましては、新規参入の状況は3年分ございまして記載のとおりでございます。
- ② 目標につきましては、権利移動面積は、国の指示で平成28年度から3カ年の中間管理機構に係る移動面積を除外した面積を記載しており、平均値の1割が今年度の目標数値となっております。

2 最適化活動の活動目標

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、月当たり1日、人数は全委員として15名と記載しております。
- (2) 活動強化月間の設定目標は、全国で3回を設けることとなっており、8月に遊休農地の解消、11月、12月に農地の集積と活動強化月間を設定しております。
- (3) 新規参入相談会は1回として、時期や場所につきましては未定としております。

以上、令和4年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後北海道農業会議により、記載内容などの確認を受けた後、市のホームページ等で公表する予定でございます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第24回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 2 番 委員

議事録署名委員 4 番 委員
